

文 政 第 1 0 6 7 号  
平成 1 9 年 1 月 2 6 日

那覇防衛施設局長  
佐藤 勉 殿

沖縄県知事  
仲井 眞 弘 多

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）  
環境影響評価図書に対する知事意見について

沖縄県環境影響評価条例第21条の規定に準じ、平成18年12月14日付け施那第4327号(ACP)で送付のあったみだしの環境影響評価図書について、同条例第22条第1項の規定に準じ、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）  
環境影響評価図書に対する知事意見

- 1 G地区の進入路については以下の事項を検討し、計画に反映すること。
  - (1) 約1.3kmの延長全てにおいて土地の形状の変更が予定されていることから、詳細設計の際に可能な限り現状を保つような計画にすること。
  - (2) 待避所については、その数を必要最低限に減少するとともに、設置箇所は既存林道の調査結果を踏まえ、可能な限り周辺植生に影響が少ない場所に設置すること。
  - (3) 進入路端部以外に形成される予定の法面についても早期緑化を行うこと。また、早期緑化を行う場所について記載するとともに、その面積、植物の種類、種子や苗を確保する方法についても記載すること。
  
- 2 当該事業は世界自然遺産の候補地として選定されるほど自然度が高く、多様な動植物が生息・生育している「やんばる」と呼ばれる地域において計画されていることから、事業の実施にあたっては以下の事項について配慮すること。
  - (1) 工事の使用機種について、工事による副次的な影響が予想される場合においては、可能な限り小型の機種を使用するとともに、その配置についても十分検討すること。
  - (2) 事業実施区域以外に工事による副次的な影響が出る場合には、その影響を可能な限り低減するとともに、その復元に努めること。
  
- 3 訓練米兵への環境教育は生態系に対する環境保全措置であるが、当該事業が計画されている地域特性を踏まえ、以下の項目についても追加すること。
  - (1) 移設予定地（特にN - 4地区）は、住宅地に隣接する場所であることから、施設供用時の運用にあたっては、地域住民への配慮が必要不可欠である。訓練が実施される場所が住宅地に近いことを踏まえ、地域住民の生活環境への配慮を環境教育に追加すること。
  - (2) 移設予定地を含む北部訓練場は、「県民の水がめ」と称されるダムの水源涵養域であることを踏まえ、水源への配慮を環境教育に追加すること。
  
- 4 マングース、ノネコの侵入防止フェンスの設置による効果については、不確実性の程度が大きいと考えられることから、フェンスの設置を行う前に、再度専門家の指導・助言を受け、他の侵入防止策や生態系を保全する上で効果的な手法の有無について検討すること。
  
- 5 動物及び生態系の事後調査項目とされているマングース、ノネコの生息状況調査（捕獲調査）については、ヤンバルクイナの推定個体数が千羽を下回っているとする調査結果があり、その生存を脅かす一因としてマングース、ノネコによる捕食が考えられることから、可能な限り精度の高い調査を行う必要がある。よって、自動撮影装置による調査や捕獲地点を増やすことなどを検討すること。
  
- 6 植物の事後調査地点に、進入路において端部以外に早期緑化を実施した地点、進入路に形成された法面及び工事による副次的影響を復元した地点を追加すること。
  
- 7 事後調査項目である圍繞景観について、調査時期及び調査期間が示されていないことから、貴重な動植物の調査時期及び調査期間と同時期、同期間に行うこと。